

千葉県県土整備部で適用する要領・基準・ガイドラインについて

千葉県県土整備部で発注する、工事及び委託業務に係る電子納品の実施にあたり、国土交通省作成の要領・基準・ガイドラインが基本となります。

ただし、千葉県として特に注意する点や独自のルールについては、国土交通省作成「電子納品運用ガイドライン(案)【土木工事編】【業務編】」<平成 17 年 8 月策定>に沿った形式で、「千葉県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】、【委託業務編】」に記載しています。必ず併せて確認してください。

営繕関係の工事及び業務委託は、上記の対象外です。

